

浜松市徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設整備検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市長は、徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設の整備について検討するため、浜松市徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設の整備方針に関する事項
- (2) 徳川家ゆかりの資料展示収蔵施設の基本計画に関する事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる者を委員として組織する。

(任期)

第4条 検討委員の任期は、第2条に規定する所管事務を終える日までとする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、検討委員会の会務を総括する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、最初にかかれる検討委員会の会議は、市長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会は、必要に応じ協議を行うことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、企画調整部企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年10月2日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条の規定により検討委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。

別表 第3条関係

氏名	所属	備考
千田 嘉博	名古屋市立大学高等教育院 教授 奈良大学文学部 特別教授	委員長
水谷 悟	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	
斉藤 薫	浜松商工会議所 会頭	
廣野 篤男	浜松市自治会連合会 会長	
稲本 幸恵	浜松まちなかにぎわい協議会 事務局長	